大規模排出事業者の計画書・報告書制度に関する他自治体条例・規則

参考資料７

（検索結果） ★：バンキング制度、●：任意提出、◆：評価・顕彰制度　■：その他特徴的な制度

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | **条例** | **施行規則** |
| 北海道 | **●** | **北海道地球温暖化防止対策条例**  （事業者温室効果ガス削減等計画書の作成等）  第十三条  ３ 特定事業者以外の事業者は、事業者温室効果ガス削減等計画書を作成し、知事に提出することができる。 | **北海道地球温暖化防止対策条例施行規則** |
| 群馬県 | **●** | **群馬県地球温暖化防止条例**  （排出削減計画）  第十条 特定排出事業者以外の事業者（以下「中小排出事業者」という。）は、規則で定めるところにより、排出削減計画を作成し、知事に提出することができる。この場合においては、前条第二項の規定を準用する。  （中小排出事業者に対する支援）  第十一条 県は、中小排出事業者による地球温暖化対策を促進するため、技術的な助言その他の必要な支援について特に配慮するものとする。 | **群馬県地球温暖化防止条例施行規則** |
| 埼玉県 | **●**  **■**  **■** | **埼玉県地球温暖化対策推進条例**  （地球温暖化対策計画の作成等）  第十三条　特定事業者以外の事業者は、事業活動対策指針に基づき、地球温暖化対策計画を任意に作成したときは、規則で定めるところにより知事に提出することができる。  ２　前項の規定により地球温暖化対策計画を提出した事業者は、当該地球温暖化対策計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、規則で定めるところにより知事に提出しなければならない。  ３　第一項の規定により地球温暖化対策計画を提出した事業者は、当該地球温暖化対策計画を廃止したときは、規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。 | **埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則**  （任意の地球温暖化対策計画の提出等）  第五条　条例第十三条第一項の規定による地球温暖化対策計画の提出は、様式第一号の地球温暖化対策計画作成（変更）報告書に添付してしなければならない。  ２　第三条第三項及び第四項の規定は、条例第十三条第二項の規定による変更後の地球温暖化対策計画の提出について準用する。  ３　条例第十三条第三項の規定による地球温暖化対策計画の廃止の報告は、当該廃止をした日から三十日以内に様式第二号の地球温暖化対策計画廃止報告書によりしなければならない。  **埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針**  第３ 大規模事業所における取組の促進  ３ 排出量取引の実施  大規模事業者は、排出量取引を実施する必要があると判断した場合には、排出量取引の方法について検討し、計画的な取得に努めるものとする。  また、削減計画期間の最終年度には、その前年度までの削減量及び最終年度の削減量見込みの合計と最終的な削減目標量とを比較して、削減目標を達成するため、削減計画期間終了の翌年度以降において必要な排出量取引の量を予測し、当該排出量取引に係る適切な予算措置を講ずるよう努めるものとする。  排出量取引の実施方法等の詳細については、知事が別に定める。  別表第４備考  ３ 地球温暖化対策の推進の程度が特に優れた事業所として知事が別に定める基準に適合することを知事が認めた大規模事業所の目標削減率は、当該事業所が知事が定める基準に適合する旨を知事に申請した年度から当該年度の属する削減計画期間の終了年度（平成24年度から平成26年度までの間に申請を行った事業所にあっては申請を行った年度から起算して４年度目の年度、平成28年度から令和元年度までの間に申請を行った事業所にあっては申請を行った年度から起算して５年度目の年度。ただし、基準に適合しなくなったことを知事が認めた場合にあっては、その認めた日の属する年度、知事が別に定めるところにより終了年度が変更された場合にあっては、当該変更後の終了年度）までの期間（以下「優良大規模事業所認定期間」という。）において、この表の区分に応じ、割合の欄、割合１の欄、割合２の欄及び割合３の欄に掲げる値（備考１又は２に該当する事業所にあっては、備考１又は２の規定を適用した値）の４分の３とする。  ４ 地球温暖化対策の推進の程度が極めて優れた事業所として知事が別に定める基準に適合することを知事が認めた大規模事業所の目標削減率は、優良大規模事業所認定期間において、この表の区分に応じ、割合の欄、割合１の欄、割合２の欄及び割合３の欄に掲げる値（備考１又は２に該当する事業所にあっては、備考１又は２の規定を適用した値）の２分の１とする。 |
| 東京都 | **★**  **■**  **◆**  **■** | **都民の健康と安全を確保する環境に関する条例**  （特定地球温暖化対策事業所の室効果ガス排出量削減）  第五条の十一　特定地球温暖化対策事業所の所有事業者等(以下「特定地球温暖化対策事業者」という。)は、各削減義務期間ごとに、当該特定地球温暖化対策事業所における算定排出削減量(排出削減量に、第一号の量及び第二号の量を加え、第三号の量を減じて得た量をいう。以下同じ。)を、当該削減義務期間終了後の規則で定める日までに、削減義務量以上としなければならない。  一 当該特定地球温暖化対策事業所において、規則で定める期間におけるその他ガス排出量の削減量として規則で定める方法により算定される量のうち規則で定める量を超過した量について知事が認め、発行する量（以下「その他ガス削減量」という。）について義務充当が行われたときは、その量  二　特定地球温暖化対策事業者が、当該特定地球温暖化対策事業において、規則で定める期間における次に掲げる取得及び移転（以下「振替」という）が可能な削減量（以下「振替可能削減量」という。）を取得し、当該振替可能削減量について義務充当が行われたときは、次に掲げる量のうち義務充当が行われた量に、当該量の種類に応じ、それぞれ規則で定める換算率を乗じて得た量を合算して得た量（ウ及びカのうち規則で定める量の合計については、規則で定める量を上限とする。）  ア　超過削減量（排出削減量のうち、規則で定める量を超過した量について知事が認め、発行する量（規則で定める量を上限とする。）をいう。以下同じ。）  イ　都内削減量（指定地球温暖化対策事業所以外の都内の事業所等（事業所又は事業所内に設置する事務所、営業所等をいう。以下この節及び次節において同じ。）（当該事業所等に係る第八条の二十三の地球温暖化対策報告書が知事に提出された場合に限る。）における特定温室効果ガス排出量の削減量として規則で定める方法により算定する量について知事が認め、発行する量をいう。以下同じ。）  ウ　都外削減量（規則で定める都外の事業所等における特定温室効果ガス排出量の削減量として規則で定める方法により算定する量について知事が認め、発行する量をいう。以下同じ。）  エ　環境価値換算量（電気等の環境価値（再生可能エネルギーであって、規則で定めるものを返還して得られる電気又は熱が有する地球温暖化及びエネルギーの枯渇の防止に貢献する価値をいう。）の保有量として規則で定める方法により算定する量（以下「電気等環境価値保有量」という。）を規則で定める方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量について知事が認め、発行する量をいう。以下同じ。）  オ　前期超過削減量（当該削減義務期間より前の削減義務期間における超過削減量をいう。以下同じ。）  カ　その他削減量（この条例以外で認められた温室効果ガス排出量の削減量（この条例以外で認められた電気等環境価値保有量をエに規定する規則で定める方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量を含む。）のうち、規則で定めるものに限る。以下同じ。）  三　特定地球温暖化対策事業者が、自らの特定地球温暖化対策事業所における超過削減量について、他に移転したとき、又は後の削減義務期間におけるこの項の義務の履行に充てることに利用したときは、当該移転又は利用の量  （以下省略）    （優良特定地球温暖化対策事業所に係る削減義務率）  第五条の十五　特定地球温暖化対策事業者は、当該特定地球温暖化対策事業所が地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所として知事が別に定める基準に適合するときは、規則で定めるところにより、次条の規定による検証の結果を添えて、その旨を知事に申請することができる。  ２　特定地球温暖化対策事業所が前項の基準に適合することを知事が認めたときは、当該特定地球温暖化対策事業所の削減義務率は、同項の基準に適合する期間のうち規則で定める期間について、地球温暖化の対策の推進の程度に応じ、規則で定める値に減少する。  （基準適合の検証）  第五条の十六　　前条第一項の地球温暖化の対策の推進の程度は、同項の知事が別に定める基準に適合することについて、登録検証機関が行う検証を受けたものでなければならない。  (地球温暖化対策計画書の評価等)  第八条の二　知事は、地球温暖化対策計画書又は特定テナント等地球温暖化対策計画書の提出があったときは、その内容について、知事が別に定める基準に基づき、評価し、優良であると認める指定地球温暖化対策事業者又は特定テナント等事業者について表彰することができる。  ２　知事は、前項の規定による評価について、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。  第二節の二　中小規模事業所からの温室効果ガス排出量の削減  (地球温暖化対策報告書の作成等)  第八条の二十三　その設置している事業所等(定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であって、当該約款に、当該事業に加盟する者(以下「加盟者」という。)が設置している事業所等における温室効果ガスの排出に関する事項であって規則で定めるものに係る定めがあるもの(以下「連鎖化事業」という。)を行う者について、その加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所等を含む。以下この条において同じ。)(事業活動に伴う温室効果ガス排出量が相当程度の範囲にあるものとして規則でその規模の上限及び下限を定める事業所等に限る。)における事業活動に伴う温室効果ガス排出量が相当程度多い事業者として規則で定める要件に該当した事業者(以下「地球温暖化対策事業者」という。)は、当該要件に該当した年度以降、毎年度、当該事業所等ごとに、規則で定める温室効果ガスに係る前年度の温室効果ガス排出量、地球温暖化の対策の取組状況等を記載した報告書(以下「地球温暖化対策報告書」という。)を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。ただし、当該地球温暖化対策報告書の内容により、当該要件に該当しないことを知事が確認することができた場合にあっては、この限りでない。  ２　温室効果ガス排出事業者は、毎年度、その設置している事業所等(その規模が前項の上限以下の事業所等に限り、同項の規定により地球温暖化対策報告書が提出された事業所等を除く。)ごとに、地球温暖化対策報告書を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出することができる。  ３　地球温暖化対策事業者等(地球温暖化対策事業者及び前項の規定により地球温暖化対策報告書を提出した者をいう。以下同じ。)は、地球温暖化対策事業者等が実施すべき地球温暖化の対策として地球温暖化対策指針に定める対策を推進しなければならない。 | **都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則**  (振替可能削減量)  第四条の十　条例第五条の十一第一項第二号アからカまで以外の部分に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる振替可能削減量の種類に応じ、当該各号に定める期間とする。  一　超過削減量　算定排出削減量の算定の対象となる年度の属する削減計画期間の開始の日から当該超過削減量を取得する日においてその算定が可能な期間の終了の日まで  二　都内削減量、都外削減量及び環境価値換算量　算定排出削減量の算定の対象となる年度の属する削減計画期間が平成二十二年度から始まる削減計画期間にあっては平成二十二年四月一日から、平成二十七年度から始まる削減計画期間以降の削減計画期間にあっては直前の削減計画期間の開始の日から、都内削減量、都外削減量又は環境価値換算量を取得する日においてそれらの算定が可能な期間の終了の日まで  三　前期超過削減量　算定排出削減量の算定の対象となる年度の属する削減計画期間の直前の削減計画期間の開始の日から前期超過削減量を発行し、又は取得する日においてその算定が可能な期間の終了の日まで  四　その他削減量のうち第四条の十三第一号又は第二号に該当するもの　算定排出削減量の算定の対象となる年度の属する削減計画期間が平成二十二年度から始まる削減計画期間にあっては平成二十年四月一日から、平成二十七年度から始まる削減計画期間以降の削減計画期間にあっては直前の削減計画期間の開始の日から、その他削減量のうち第四条の十三第一号又は第二号に該当するものを取得する日においてその算定が可能な期間の終了の日まで  五　その他削減量のうち第四条の十三第三号に規定する連携県等削減量　算定排出削減量の算定の対象となる年度の属する削減計画期間が平成二十二年度から始まる削減計画期間にあっては平成二十二年四月一日以降の知事が別に定める日から、平成二十七年度から始まる削減計画期間以降の削減計画期間にあっては直前の削減計画期間の開始の日以降の知事が別に定める日から、その他削減量のうち第四条の十三第三号に該当するものを取得する日においてその算定が可能な期間の終了の日まで  ２　条例第五条の十一第一項第二号アからカまで以外の部分に規定する規則で定める換算率は、いずれの振替可能削減量についても一とする。  ３　条例第五条の十一第一項第二号アからカまで以外の部分に規定するウ及びカのうち規則で定める量は、都外削減量とする。  ４　条例第五条の十一第一項第二号アからカまで以外の部分に規定する規則で定める上限の量は、削減義務量に三分の一を上限として知事が別に定める値を乗じて得た量とする。  (超過削減量)  第四条の十一　条例第五条の十一第一項第二号アに規定する排出削減量のうち、規則で定める量を超過した量及び規則で定める上限の量は、削減義務期間の開始年度から超過削減量の算定の対象として知事が認める年度の最後の年度までの各年度における第一号の量を合計した量のうち、当該各年度における第二号の量を合計した量を超過した量とする。  一　基準排出量から特定温室効果ガス年度排出量を減じて得た量(基準排出量の二分の一を上限とする。)  二　基準排出量に削減義務率を乗じて得た量から義務充当が行われたその他ガス削減量を減じて得た量  (都内削減量)  第四条の十一の二　条例第五条の十一第一項第二号イに規定する規則で定める方法により算定する量は、都内削減量の発行が可能な期間(都内削減量に係る対策の実施を開始した日の属する年度又は当該年度の翌年度のうち事業者が選択する年度から起算して、当該対策の種類に応じて五箇年度又は十箇年度のいずれかとして知事が別に定める期間とする。)内において都内削減量を算定する年度(以下この条において「算定年度」という。)ごとに算定する、次に掲げる量のうち、いずれか小さい量とする。  一　都内削減量を算定する事業所等について、知事が別に定める基準となる年度の特定温室効果ガス年度排出量から算定年度の特定温室効果ガス年度排出量を減じて得た量  二　特定温室効果ガス年度排出量を削減する対策として知事が別に定める対策又は知事が特に認める対策のうち都内削減量を算定する事業所等において実施されているすべての対策(知事が別に定める年度以降に実施されたものに限る。)について、当該対策を実施した場合に見込まれる特定温室効果ガス年度排出量の削減量として知事が別に定める方法により算定する量を合計した量  (都外削減量)  第四条の十一の三　条例第五条の十一第一項第二号ウに規定する規則で定める都外の事業所等は、第四条第一項に規定する要件に該当する都外の事業所のうち、次に掲げる要件を全て満たす事業所とする。  一　知事が別に定める基準となる年度の特定温室効果ガス年度排出量(基準となる年度が複数の年度である場合にあっては、当該複数の年度の特定温室効果ガス年度排出量の平均の量)が十五万トン以下であること。  二　前号の基準となる年度における地球温暖化の対策の推進の程度が知事が別に定める基準に適合すること。  三　都外削減量に係る特定温室効果ガス年度排出量の削減量について、第四条の十三第三号アに規定する連携県等削減量又は連携県外削減量(都外削減量に相当する温室効果ガス排出量の削減量として知事が別に定めるものをいう。)として同号に規定する連携県口座等に記録されるための連携県等の長への申請、届出その他の行為がされていないこと。  ２　条例第五条の十一第一項第二号ウに規定する規則で定める方法により算定する量は、特定地球温暖化対策事業所における超過削減量の算定方法に準じて知事が別に定める方法により算定する量とする。  (環境価値換算量)  第四条の十二　条例第五条の十一第一項第二号エに規定する規則で定める再生可能エネルギーは、太陽光、風力、水力、バイオマスを熱源とする熱及び地熱とする。ただし、規模、方法等について知事が別に定める発電又は熱利用に用いられるものに限る。  ２　条例第五条の十一第一項第二号エに規定する規則で定める方法により算定する量は、前項の再生可能エネルギーを変換して発電する設備による発電量から、当該発電のために使用した電力量及び当該発電のために補助的に使用した燃料による発電量を減じた量のうち、当該事業者がその電気等の環境価値を保有している量とする。  ３　条例第五条の十一第一項第二号エに規定する規則で定める方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量は、次の表の第一欄に掲げる電気等環境価値保有量の区分に応じ、当該第二欄に定める量に、当該第三欄に定める係数を乗じて得た量(第一項に規定する再生可能エネルギーを変換して得られる電気又は熱を発生させた者が当該電気又は熱を自ら使用する場合において、当該電気又は熱の使用量を特定温室効果ガス排出量から控除したときは、当該控除した量を除く。)とする。  (その他削減量)  第四条の十三　条例第五条の十一第一項第二号カに規定する規則で定めるものは、次の量とする。ただし、その他削減量の利用状況等を勘案して知事が別に定める量を除くものとする。  一　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成二十四年経済産業省令第四十六号)附則第九条の規定によりなお効力を有するものとされた同省令附則第八条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則(平成十四年経済産業省令第百十九号。以下「なお効力を有する旧特別措置法施行規則」という。)第一条第二項に規定する新エネルギー等電気相当量(規模、方法等について知事が別に定める発電によるものに限る。)を前条第三項の方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量  二　知事が認める機関が認証し、口座その他これに類似するもの(以下「口座等」という。)に記録された電気等環境価値保有量(規模、方法等について知事が別に定める発電又は熱利用によるものに限る。)を前条第三項の方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量  三　振替可能削減量の利用について連携する地方公共団体として知事が別に定めるもの(以下「連携県等」という。)における口座等(以下「連携県口座等」という。)に記録された次に掲げる振替可能削減量に相当する温室効果ガス排出量の削減量として知事が別に定めるもの(以下「連携県等削減量」という。)  ア　基準排出量が十五万トン以下であって、条例第五条の十一第一項に規定する義務の履行を知事が確認した特定地球温暖化対策事業所における超過削減量  イ　都内削減量  (優良特定地球温暖化対策事業所に係る削減義務率)  第四条の二十　条例第五条の十五第一項の規定による申請は、削減義務率を減少する期間の開始の年度の四月一日から九月末日まで(条例第五条の八の二第三項の規定による指定があった年度にあっては、当該指定の日から九十日を経過した日まで)に、別記第一号様式の十五による優良特定地球温暖化対策事業所削減義務率減少申請書に、知事が別に定める様式による地球温暖化対策推進状況評価書を添えて行わなければならない。  ２　条例第五条の十五第二項に規定する規則で定める期間は、前項の申請を行った年度から当該年度の属する削減義務期間の終了する年度(条例第五条の十五第一項の基準に適合しなくなったことを知事が認めた場合にあっては、その認めた日の属する年度)までとする。  ３　条例第五条の十五第二項に規定する規則で定める値は、次に掲げる特定地球温暖化対策事業所の区分に応じ、当該各号に定める値とする。  一　地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所として知事が別に定める基準に適合する特定地球温暖化対策事業所(次号の事業所を除く。)　第四条の十六各項に規定する削減義務率の四分の三  二　地球温暖化の対策の推進の程度が極めて優れた事業所として知事が別に定める基準に適合する特定地球温暖化対策事業所　第四条の十六各項に規定する削減義務率の二分の一  ４　知事は、条例第五条の十五第一項の基準に適合することを認め、又は認めないときは、特定地球温暖化対策事業者に対し、別記第一号様式の十六による優良特定地球温暖化対策事業所認定(認定拒否)通知書により通知するものとする。  ５　知事は、条例第五条の十五第一項の基準に適合しなくなったことを認めたときは、特定地球温暖化対策事業者に対し、別記第一号様式の十七による優良特定地球温暖化対策事業所認定取消通知書により通知するものとする。 |
| 神奈川県 | **●**  **■** | **神奈川県地球温暖化対策推進条例**  （事業活動温暖化対策計画書の提出等）  第11条  ４　特定大規模事業者以外の事業者（第13条において「中小規模事業者等」という。）は、規則で定めるところにより、事業活動温暖化対策計画書を作成し、知事に提出することができる。  （中小規模事業者等に対する支援）  第13条　県は、中小規模事業者等による地球温暖化対策を促進するため、中小規模事業者等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。  ２ 県は、事業活動温暖化対策計画書を提出し、優れた地球温暖化対策を行おうとする中小規模事業者等に対し、技術的指導その他の当該事業活動温暖化対策計画書に基づく地球温暖化対策の推進に関し必要な支援を行うよう努めるものとする。 | **神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則** |
| 川崎市 | **●** | **川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例**  （事業活動地球温暖化対策計画書）  第９条  ３ 特定事業者以外の事業者（以下「中小規模事業者」という。）は、規則で定めるところにより、事業活動地球温暖化対策計画書を作成し、市長に提出することができる。 | **川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行規則** |
| 山梨県 | **●** | **山梨県地球温暖化対策条例**  第十一条  ３ 特定事業者以外の事業者は、規則で定めるところにより、排出抑制計画を作成し、知事に提出することができる。 | **山梨県地球温暖化対策条例施行規則** |
| 長野県 | **●**  **◆** | **長野県地球温暖化対策条例**  （事業活動温暖化対策計画）  第12条  ４　前項の事業者以外の事業者は、事業活動温暖化対策計画を定め、これを知事に提出することができる。  ６　知事は、第３項又は第４項の規定による事業活動温暖化対策計画の提出があったときは、これを公表しなければならない。  （事業活動温暖化対策計画等の評価）  第13条　知事は、規則で定めるところにより、前条第３項若しくは第４項の規定により提出された事業活動温暖化対策計画又は同条第９項の規定により報告されたその実施状況等について評価をしなければならない。  ２　知事は、前項の規定による評価をしたときは、その結果を当該評価に係る事業者に通知するとともに、その内容をインターネットの利用その他適切な方法で公表しなければならない。 | **長野県地球温暖化対策条例施行規則**  （事業活動温暖化対策計画等の評価）  第５条　条例第13条第１項の規定による評価の方法その他必要な事項は、知事が別に定める。 |
| 静岡県 | **●**  **◆**  **■** | **静岡県地球温暖化防止条例**  (温室効果ガス排出削減計画書の作成等)  第12条  ２　特定事業者以外の事業者は、前項の規定の例により、温室効果ガス排出削減計画書を作成し、知事に提出することができる。  (地球温暖化の防止に関する業績の公表等)  第28条 知事は、事業者、県民又は民間団体の行う温室効果ガスの排出の抑制等に関する活動が、地球温暖化の防止に著しく貢献したと認められるときは、その業績を公表し、及び表彰することができる。 | **静岡県地球温暖化防止条例施行規則**  (特定事業者)  第3条 条例第12条第1項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。  (1) 4月1日においてエネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。)第10条第2項に規定する第1種エネルギー管理指定工場等又は省エネ法第13条第2項に規定する第2種エネルギー管理指定工場等を県内に設置している者(次号及び第3号に掲げる者を除く。)  (2) 次のいずれかに該当する者  ア 小売業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者(以下「小売業者等」という。)であって、その県内に存する全ての事業所の原油換算エネルギー使用量(前年度において使用した燃料の量並びに前年度において他人から供給された熱及び電気の量をエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条各項に定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量をいう。以下同じ。)の合計が1,500キロリットル以上であるもの(当該事業所の数の10分の8以上の数の事業所が常態として24時間営業しているものに限り、イに掲げるものを除く。)  イ 親業者(小売業者等に対し、商号、商標その他の表示を使用する権利を与え、営業について指導、助言又は援助を行い、当該小売業者等からこれらの対価を得る者をいう。以下同じ。)であって、当該親業者及び加盟業者(小売業者等であって、当該親業者から、商号、商標その他の表示を使用する権利を得て、営業について指導、助言又は援助を受け、当該親業者にこれらの対価を支払うことを内容とする契約を締結しているものをいう。)の県内に存するすべての事業所の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500キロリットル以上であるもの(当該事業所の数の10分の8以上の数の事業所が常態として24時間営業しているものに限る。) |
| 愛知県 | **◆** | **愛知県地球温暖化対策推進条例**  （地球温暖化対策計画書等に係る評価及び公表）  第十条　知事は、第八条第一項又は前条第一項の規定により提出された地球温暖化対策計画書又は地球温暖化対策実施状況書（以下「地球温暖化対策計画書等」という。）について、温室効果ガスの排出の状況その他の規則で定める事項を公表するとともに、温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組の状況等の評価を知事が別に定めて公表する基準により行い、当該評価の結果のうち規則で定めるものについて公表するものとする。 | **愛知県地球温暖化対策推進条例施行規則**  （地球温暖化対策計画書等に係る公表）  第五条  ２　条例第十条第一項の評価の結果のうち規則で定めるものは、温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組の状況等が優れていると認められる評価の結果とする。 |
| 滋賀県 | **●** | **滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例**  （その他の事業者による事業者行動計画の策定等）  第22条　第20条第１項に規定する事業者以外の事業者は、同項から同条第３項までの規定の例により、事業者行動計画を策定し、および知事に提出することができる。 | **滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例施行規則** |
| 京都府 | **●**  **◆**  **★** | **京都府地球温暖化対策条例**  （事業者排出量削減計画書の作成等）  第18条  ２ 特定事業者以外の事業者は、規則で定めるところにより、単独又は共同で事業者排出量削減計画書を作成し、知事に提出することができる。  （表彰）  第21条の2　知事は、第19条の２第３項の規定による評価の結果、第18条第１項第３号に掲げる目標の達成の状況が特に優良であると認められる計画書提出事業者を表彰するものとする。 | **京都府地球温暖化対策指針**  （事業者排出量削減計画書の作成等）  第９条 規則第15条第１項の規定による事業者排出量削減計画書は、次の各号に定める事項を記載し、作成するものとする。  　（一部省略）  (6) 温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標  　（一部省略）  ウ 計画期間（第１年度、第２年度及び第３年度）における排出量 目標削減率を踏まえ計画期間中の各年度における温室効果ガスの排出の量の目標を記載する。ただし、評価の対象となる排出の量にあっては、次に掲げる量の合計を差し引いた量を記載する。  (ｱ) 第11号に規定する森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により、計画期間中の各年度において削減したものとみなされる排出の量。  (ｲ) 当該計画期間の前の計画期間において、評価の対象となる基準年度の排出の量（以下「当初基準年度排出量」という。）から事業活動に伴う各年度の実績の排出の量の平均の量を差し引いた量が、当初基準年度排出量に目標削減率を乗じた量を上回る場合、その上回る排出の量に前の計画期間の年数を乗じた量に別表第２の１の（３）の電気の二酸化炭素排出係数により計算した当初基準年度の排出の量を当初基準年度排出量で除して得た数値を乗じた量（「以下「超過削減量」という。）。 |
| 徳島県 | **●** | **徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例**  （温室効果ガスの排出削減計画書の作成等）  第二十五条  ４　特定事業者以外の事業者（以下「中小排出事業者」という。）は、規則で定めるところにより、温室効果ガスの排出削減計画書を作成し、知事に提出することができる。 | **徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例施行規則** |
| 熊本県 | **●** | **熊本県地球温暖化の防止に関する条例**  (事業活動温暖化対策計画書の作成等)  第17条  ３　特定事業者以外の事業者は、規則で定めるところにより、事業活動温暖化対策計画書を作成し、知事に提出することができる。 | **熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則** |
| 宮崎県 | **●** | **みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例**  （温室効果ガス排出抑制計画書の作成等）  第６条  ２ 特定事業者以外の事業者は、規則で定めるところにより、温室効果ガス排出抑制計画書を作成し、知事に提出することができる。 | **みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則** |
| 鹿児島県 | **●**  **◆** | **鹿児島県地球温暖化対策推進条例**  (温室効果ガス排出抑制計画)  第14条  ５　特定事業者以外の事業者は，温室効果ガス排出抑制計画を作成し，知事に提出することができる。  （公表及び表彰）  第33条　知事は，第14条第１項又は第５項の規定により温室効果ガス排出抑制計画を提出したもの及び第27条第１項の規定により建築物温暖化対策計画を提出した特定建築主のうち，温室効果ガスの排出の抑制等に積極的に取り組んでいると認めるものについて，公表することができる。  ２ 知事は，地球温暖化対策に積極的に取り組む事業者，県民及び環境保全活動団体を表彰することができる。 | **鹿児島県地球温暖化対策推進条例施行規則** |